

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律
新旧対照条文
目次

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（第一条関係）
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（第二条関係） 4

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（第一条関係）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		(土地への立入り等)	
第十三条 (新設)		(土地への立入り等)	
2	主務大臣等は、第十一條第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。	2	主務大臣等は、第十一條第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。
3	主務大臣等は、その職員に前二項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第一項の規定による調査をさせることには、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。	3	主務大臣等は、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4	第一項又は第二項の規定により他人の土地又は水面に立ち入るうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	4	第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5	主務大臣等は、第三項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものと	3	主務大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものと

みなす。

(損失の補償)

第十四条 国は、前条第一項の規定による調査又は同条第二項の規定による行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 (略)

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。この場合において、第十三条第一項中「特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該」とあるのは「第十八条第一項の確認を受けた」と、同条第五項中「官報」とあるのは「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装(当該輸入品につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下この条において「輸入品等」という。)があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地又は施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条において同じ。)に立ち入り、当該輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができる。

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装(以下「輸入品等」という。)があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができることとする。

みなす。

(損失の補償)

第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 (略)

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。この場合において、第十三条第四項中「官報」とあるのは「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装(当該輸入品につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下この条において「輸入品等」という。)があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地又は施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条において同じ。)に立ち入り、当該輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができる。

る。

2 | 前項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対しこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。

3 (略)

2 | 前項の規定による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対しこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。

3 (略)

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（第二条関係）

(傍線部分は改正部分)

目次		改 正 後
第一章	総則（第一条—第三条）	
第二章	特定外来生物の取扱いに関する規制（第四条—第十条）	
第三章	特定外来生物の防除	
第一節	防除の原則（第十条の二）	
第二節	主務大臣等による防除（第十一条—第十七条）	
第三節	地方公共団体による防除（第十七条の二—第十七条の六）	
第四節	国及び地方公共団体以外の者による防除（第十八条—第二十条）	
第四章	未判定外来生物（第二十一条—第二十四条）	
第四章の二	輸入品等の検査等（第二十四条の二—第二十四条の四）	
第四章の三	要緊急対処特定外来生物（第二十四条の五—第二十四条の七）	
第五章	罰則（第二十五条—第三十一条）	
第六章	罰則（第三十二条—第三十六条）	
附則		
第一章		改 正 前
第一章	総則	
第二章	（定義等）	
第二章	（略）	
2	（定義等）	
2	（略）	
第一章	総則	
第一章	（新設）	
第二章	（新設）	
第二章	（新設）	
第三章	（新設）	
第四章	未判定外来生物（第二十一条—第二十四条）	
第四章の二	輸入品等の検査等（第二十四条の二—第二十四条の四）	
第五章	（新設）	
第五章	（新設）	
第六章	（新設）	
第六章	（新設）	
附則		

		3 この法律において「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。
		4 主務大臣は、第一項及び前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に關し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。
	(国の責務)	
2	第二条の二 国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	
2	国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。	
3	国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（第二条の五において「民間団体」という。）による活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。	
	(地方公共団体の責務)	
2	第二条の三 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。	
2	市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び	

3 | (新設) 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に關し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

3 | (新設) 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に關し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第二条の四 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。

2 物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者がこの法律及びこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をするものとする。

(関係者の協力)

第二条の五 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三章 特定外来生物の防除

第一節 防除の原則

(新設)

第三章 特定外来生物の防除

(新設)

(新設)

第十条の二 この章の規定による防除を行う者は、この法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）その他の法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物の多様性の確保のため適切な方法により防除を行わなければならない。

第二節 主務大臣等による防除

を含む。) が行う同条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律第三章(第十五条を除く。)、第四章(第三十五条、第三十六条及び第三十八条を除く。)及び第五章の規定は適用しないものとし、同法第十五条、第三十五条、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定外来生物の種類ごとに当該捕獲等を行う区域の状況その他の事情を勘案して適正な方法により防除を行うことができると認められる場合として主務大臣が定める場合を除き、適用する。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等(第十一條第二項第四号に規定する地方公共団体の長を含む。以下この条において同じ。)は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他の特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報(当該地方公共団体の長にあつては、当該地方公共団体が行う第十一條第一項の規定による防除に関するものに限る。)を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 (略)

5 主務大臣等は、第三項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報(第十一條第二項第四号に規定する地方公共団体の長にあつては、当該地方公共団体の公報。以下この項において同じ。)に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいづれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定は適用しない。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他の特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 (略)

5 主務大臣等は、第三項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報(第十一條第二項第四号に規定する地方公共団体の長にあつては、当該地方公共団体の公報。以下この項において同じ。)に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいづれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

第十四条～第十七条 (略)

第三節 地方公共団体による防除

(都道府県による防除)

第十七条の二 都道府県は、次に掲げる場合において、この節の規定により、単独で又は共同して、防除を行うものとする。

一 我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該特定外来生物による生態系等に係る被害の状況その他事情を勘案して特定外来生物の防除を行う必要があると認めると。

二 前号に掲げる場合のほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があると認めると。

2 都道府県は、前項の規定による防除をするには、単独で又は共同して、次に掲げる事項を定め、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、主務大臣に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 第十一条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

二 防除の一部を当該都道府県の区域内の市町村が行うときは、当該市町村の名称

三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 都道府県は、前項第二号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

5 都道府県は、第一項の規定による防除を中止したときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

第十二条、第十六条及び前条の規定は、都道府県（第二項第二号に規定する市町村を含む。）が行う第一項の規定による防除について準用する。この場合において、第十六条中「国」とあるのは「都道府県」と、前条第一項から第四項までの規定中「主務大

第十四条～第十七条 (略)

(新設)

(略)

(新設)

臣等」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(土地への立入り等)

第十七条の三 都道府県知事（前条第二項第二号に規定する市町村の長を含む。次項において同じ。）は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報（当該市町村の長にあつては、当該市町村が行う同条第一項の規定による防除に関するものに限る。）を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 第十三条第三項から第五項まで、第十四条及び第十五条の規定は、前二項の規定による調査又は行為について準用する。この場合において、第十三条第五項中「官報（第十一条第二項第四号に規定する地方公共団体の長にあつては、当該地方公共団体」とあるのは「都道府県の公報（第十七条の二第二項第二号に規定する市町村の長にあつては、当該市町村」と、「官報に」とあるのは「都道府県の公報に」と、第十四条第一項及び第十五条第二項中「国」とあるのは「都道府県」と、第十四条第二項及び第三項中「主務大臣等」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(市町村による防除)

第十七条の四 市町村は、その行う特定外来生物の防除であつて防除の実施体制及び方法その他の防除の内容について主務省令で定める基準に適合するものについて、単独で又は共同して、主務省

(新設)

令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2| 主務大臣は、前項の確認をしようとするときは、その旨を当該確認に係る市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の確認に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

3| 主務大臣は、第一項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、当該確認を受けた市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。第十七条の六第二項の規定により第一項の確認を取り消したときも、同様とする。

4| 第十二条、第十六条及び第十七条の規定は、市町村が行う第一項の確認を受けた防除について準用する。この場合において、第十六条中「国」とあるのは「市町村」と、第十七条第一項から第四項までの規定中「主務大臣等」とあるのは「市町村の長」と読み替えるものとする。

(土地への立入り等)

第十七条の五 市町村の長は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他防除の必要性の判断又は前条第一項の確認を受けた防除の実施に必要となる情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2| 市町村の長は、前条第一項の確認を受けた防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3| 第十三条第三項から第五項まで、第十四条及び第十五条の規定は、前二項の規定による調査又は行為について準用する。この場

(新設)

合において、第十三条第五項中「官報（第十一条第二項第四号に規定する地方公共団体の長にあつては、当該地方公共団体の公報。以下この項において同じ。）」とあるのは「市町村の公報」と、「官報に」とあるのは「市町村の公報に」と、第十四条第一項及び第十五条第二項中「国」とあるのは「市町村」と、第十四条第二項及び第三項中「主務大臣等」とあるのは「市町村の長」と読み替えるものとする。

（防除の中止等）

第十七条の六 第十七条の四第一項の確認を受けて防除を行う市町村は、その防除を中止したとき、又はその防除を同項の主務省令で定める基準に即して行うことができなくなつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 | 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十七条の四第一項の確認を取り消すものとする。

第四節 国及び地方公共団体以外の者による防除

（削る）

第十八条 （削る）

（新設）

（新設）

（主務大臣等以外の者による防除）

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十二条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確實に実施することができ、及び第十七条の四第一項の主務省令で定める基準に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 | 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、その旨を関係

都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の認定に關

（新設）

国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確實に実施することができ、及び第十二条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 | 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、その旨を関係

都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、主務省令で定める期間内に、同項の認定に關

			し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。
3	主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。第二十条第二項又は第四項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。	3	主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第四項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。
4	第十二条の規定は、国及び地方公共団体以外の者が行う第一項の認定を受けた防除について準用する。	4	第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。この場合において、第十三条第一項中「特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該」とあるのは「第十八条第一項の確認を受けた」と、同条第五項中「官報」とあるのは「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。
3	主務大臣は、前条第一項の認定を受けて防除を行う者に對し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。	3	主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができないときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。
2	主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十八条第一項の認定を取り消すものとする。	2	主務大臣は、前条第二項の認定を受けて防除を行う者に對し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
3	主務大臣は、第十八条第一項の認定を受けた防除におけるその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等が第十七条の四第一項の主務省令で定める基準に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に對し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	3	主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除におけるその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等が第十二条の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に對し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 主務大臣は、第十八条第一項の認定を受けた防除が第十七条の四第一項の主務省令で定める基準に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確實に実施することができなくなつたと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第四章の二 輸入品等の検査等

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（当該輸入品につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下この条において「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地又は施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条及び次章において同じ。）に立ち入り、当該輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該輸入品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。

3 第一項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸

4 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除が第十二条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確實に実施することができなくなつたと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第四章の二 輸入品等の検査等

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（当該輸入品につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下この条において「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地又は施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条において同じ。）に立ち入り、当該輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができること。

(新設)

2 前項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸

2	（委任規定） 第二十四条の三 前条第二項及び第三項の規定による命令の手続及び基準は、主務省令で定める。
2	2 主務大臣は、前条第三項の規定による命令の基準を定めようとするとときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならぬ。
3	（委任規定） 第二十四条の三 前条第二項の規定による命令の手続及び基準は、主務省令で定める。
4	（略） 輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。

2	（要緊急対処特定外来生物に対する検査等） 第二十四条の五 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が物品若しくはその容器包装（以下この章において「物品等」という。）又は土地若しくは施設に存在し、付着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるときは、その確認のために必要と認められる限度において、その職員に、当該土地又は当該施設に立ち入り、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該物品等を無償で集取させることができる。
3	（新設） （審査請求） 第二十四条の四 第二十四条の二第二項の規定による命令については、審査請求をすることができない。
4	（新設） （審査請求） 第二十四条の四 第二十四条の二第二項の規定による命令については、審査請求をすることができない。

<p>設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該物品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該物品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。</p>
<p>3 第一項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、物品等、土地又は施設に要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該物品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。</p>
<p>4 第二十四条の二第四項の規定は第一項の規定による権限について、第二十四条の三第一項及び前条の規定は前二項の規定による命令について、第二十四条の三第二項の規定は前項の規定による命令の基準について準用する。</p>
<p>（報告徵収）</p>

（新設）

第二十四条の六 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するためには必要があると認めるときは、当該要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれのある物品等、土地又は施設を所有する者若しくは管理する者又は当該物品等の経由地において当該物品等を扱つた事業者に対し、当該物品等、土地又は施設に存在し、付着し、又は混入している要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

（対処指針）

第二十四条の七 主務大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる者（以

下この条において「対象事業者」という。)が要緊急対処特定外 来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送又 は保管(第五項において「物品の輸入等」という。)に伴う要緊 急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため とるべき措置に關する指針(以下この条において「対処指針」と いう。)を定めるものとする。	
1	当該物品が輸入された港又は飛行場を所有し、又は管理する 事業者
2	当該物品等を所有し、又は管理する事業者
3	当該物品等の經由地又は到達地である土地又は施設を所有し 、又は管理する事業者
4	対処指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 要緊急対処特定外来生物の迅速な発見及び発見した場合の拡 散の防止のための取組に関する事項(次号に掲げるものを除く 。) 二 要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがあ る物品等を所有し、又は管理する事業者(当該物品等の輸送又 は保管の委託を受けた事業者を除く。)がとるべき措置に関する 事項 三 その他要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を 防止するためによるべき措置に関する事項
5	主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変 更しようとするときは、あらかじめ、前項第二号に係る部分につ いては経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければな らない。 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必 要があると認めるときは、対処指針に定める事項について、対象 事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることが

できる。

6 | 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項を実施しないと認めるときは、当該対象事業者に對し、対処指針に定める事項を実施するよう勧告をすることができる。

7 | 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該対象事業者に對し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

第五章 雜則

(取締りに從事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第九条の三第一項、第十条第一項若しくは第二項、第二十四条の二第一項から第三項まで、第二十四条の五第一項から第三項まで又は第二十四条の六に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3 (略)

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十七条の二 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五章 雜則

(取締りに從事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第九条の三第一項、第十条第一項若しくは第二項又は第二十四条の二第一項若しくは第二項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3 (略)

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(国民の知識と理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十八条の二 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第六章 罰則

(国民の理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をしたとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項又は第九条の二第二項の許可を受けたとき。
- 三 第七条又は第九条の規定に違反したとき。
- 四 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をしたとき。
- 五 第九条の三第一項、第二十四条の二第三項又は第二十四条の五第三項の規定による命令に違反したとき。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外

来生物の飼養等をした者

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項又は第九条の二第二項の許可を受けた者

三 第七条又は第九条の規定に違反した者

四 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

五 第九条の三第一項又は第二十四条の二第二項の規定による命令に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反したとき（前条第一号又は第四号に該当するときを除く。）。
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をしたとき。
- 三 第九条の二第六項において準用する第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の放出等をしたとき。
- 四 第二十条第三項、第二十四条の二第二項又は第二十四条の五第二項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第二十三条の規定に違反したとき。

第三十三条の二 第二十四条の七第七項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第二十四条の六又は第二十四条の七第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第十条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

- 三 第二十四条の二第一項又は第二十四条の五第一項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第四号に該当する者を除く。）
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 第九条の二第六項において準用する第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の放出等をした者
- 四 第二十条第三項の規定による命令に違反した者
- 五 第二十三条の規定に違反した者

（新設）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 第二十四条の二第一項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関する限り、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 前二条 各本条の罰金刑

附 則

(特定外来生物の取扱いに関する特例)

第五条 第二条第一項の規定に基づく政令の制定又は改正により新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、第四条及び第七条から第九条までの規定を適用することによりかえつて当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、政令で、当該規定ごとにその種類を指定して、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととすることができる。

2 第二条第四項の規定は、前項の規定による政令の制定又は改廃の立案について準用する。

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関する限り、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 前二条 各本条の罰金刑

附 則

(環境基本法の一部改正)

第五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号を次のように改める。

三 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第一百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第一百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体の緊密かつ積極的な連携を図るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとともに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除手法の研究・開発を推進すること。

二 水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、国際連携の強化を進めること。

三 特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかになつた場合に対応できるよう、指定を迅速に検討する体制を確保すること。

四 特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。

また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。

五 アメリカザリガニやアカミミガメは、既に広く一般に飼育されている状況を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐため、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカザリガニやアカミミガメの飼育を通常の特定外来生物と同様に制限しない場合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないことから、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。

六 アカミミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起ることから、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行うことがないよう、まずは飼育者が責任を持つて対応した上で、国と地方公共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

令和四年五月十日

参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法において、ヒアリ等への対策が強化され、国と地方公共団体による防除体制が明記されることから、それに係る人員体制の確保及び財政上の措置等必要な措置を講じながら、国と地方公共団体、関係省庁間の緊密かつ積極的な連携を図るよう努めること。また、外来生物対策に係る科学的知見の充実を図るとともに、特にヒアリ類をはじめとした特定外来生物の効果的かつ実用的な防除手法の研究・開発を推進すること。

二、他人の土地等における特定外来生物の生息等の調査が可能となることに鑑み、本法の施行後、特定外来

生物の侵入や分布の拡大状況等に関する情報の収集を積極的に行い、迅速かつ早期の防除につなげるよう努めること。

三、要緊急対処特定外来生物については、その疑いがある生物の付着等が確認された段階で輸入品等の移動の禁止を課すことが可能となることから、事業者等が要緊急対処特定外来生物の発見時に関係機関への通報を控えることがないよう、要緊急対処特定外来生物の定着を防ぐ対策への理解を促すよう努めること。

また、新たに定められる事業者がとるべき措置に関する対処指針の作成に際しては、関係者の意見を聴取するなど、具体的かつ実効性のあるものとすること。

四、水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、国際連携の強化を進めること。また、国内の水際対策の強化を図ること。

五、特定外来生物等の指定について、新たな被害実態や科学的知見が明らかになつた場合に対応できるよう、

指定を迅速に検討する体制を確保すること。

六、特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる生態系や漁業への被害の実態と違法放流の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る防除の指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること。

七、アメリカザリガニやアカミミガメは、既に広く一般に飼育されている状況を鑑み、特定外来生物への指定を検討する場合には、野外への放出を防ぐため、新たな規制内容を広範に周知するなど、学校教育等の機会も捉えつつ、外来種問題について普及啓発を一層強化すること。また、こうしたアメリカザリガニやアカミミガメの飼育を通常の特定外来生物と同様に制限しない場合には、生態系等に係る被害が生ずるおそれを解消することができないことから、無責任な飼育をなくす方向に誘導すること。

八、アカミミガメは寿命が非常に長く、その間に飼育者の世代交代が起ることが考えられる事から、そのような場合でも、飼育者が野外への放出を行う事がないよう、まずは飼育者が責任を持って対応した上で、国と地方公共団体も連携して必要な措置を講ずることにより、生態系等に係る被害の防止を図ること。

右決議する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止
に関する法律の施行状況等を踏まえた
今後講ずべき必要な措置について
(答申)

令和4年1月11日

【目次】

1. はじめに · · · · ·	1
2. 外来種対策をめぐる現状と課題	
(1) 特定外来生物の指定に関する現状と課題 · · · · ·	5
(2) 飼養等許可の現状と課題 · · · · ·	6
(3) 水際における意図的及び非意図的な導入対策の現状と課題 · · · · ·	7
(4) 国内に定着している特定外来生物の防除対策の現状と課題 · · · · ·	9
(5) 特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題 · · · · ·	12
(6) 各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題 · · · · ·	13
(7) 調査研究の現状と課題 · · · · ·	15
3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置	
(1) 特定外来生物の効果的な指定 · · · · ·	15
(2) 飼養等許可の適切な執行管理 · · · · ·	16
(3) 水際における意図的及び非意図的な導入対策の推進 · · · · ·	16
(4) 国内に定着している特定外来生物の防除対策の推進 · · · · ·	17
(5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進 · · · · ·	17
(6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進 · · · · ·	18
(7) 調査研究の推進 · · · · ·	19

1. はじめに

(検討の背景)

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年（2004 年）法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）は、平成 16 年（2004 年）5 月に成立、同年 6 月に公布され、平成 17 年（2005 年）6 月に施行された。また、平成 16 年（2004 年）10 月には、同法第 3 条に基づき、「特定外来生物被害防止基本方針」が閣議決定された。

その後、平成 24 年（2012 年）の中央環境審議会の下で行われた施行状況の検討等を踏まえ、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年（2013 年）法律第 38 号。以下「改正外来生物法」という。）が平成 25 年（2013 年）6 月に成立、公布され、平成 26 年（2014 年）6 月に施行されており、新たに特定外来生物と交雑することにより生じた生物の特定外来生物への指定制度の新設（第 2 条第 1 項）、全面禁止されていた特定外来生物の野外への放出に対する許可制度の新設（第 9 条の 2）、特定外来生物の防除を目的とした所有者不明の土地の立入りを行うための手続き規定の追加（第 13 条）、輸入品に対して、特定外来生物が付着又は混入している、あるいはそのおそれがある場合の当該輸入品の国の職員による検査、及び、当該検査により付着又は混入が判明した場合の消毒・廃棄命令の規定（第 24 条の 2）の追加がなされている。また、この際の検討結果を踏まえ、法改正の他にも、「外来種被害防止行動計画」が平成 27 年（2015 年）3 月に、「生態系被害防止外来種リスト」が平成 27 年 3 月に作成された。

改正外来生物法の施行から 5 年以上が経過し、同法附則第 5 条に基づく施行状況の検討とその結果に基づいた所要の措置の検討が必要となっていることから、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の一部の委員及び関係する分野の専門家により構成された「外来生物法施行状況評価検討会」によって施行状況の検討及び課題洗い出しを行い、続けて「外来生物対策のあり方検討会」を開催し、関係団体等からのヒアリングも行った上で、講すべき措置の検討を行い、令和 3 年（2021 年）8 月に「外来生物対策の今後のあり方に関する提言（以下「あり方検討会提言」という）」としてまとめたところである。それを受け環境大臣及び農林水産大臣より「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた必要な措置について」として諮詢が行われ、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において、あり方検討会提言も踏まえ、審議を行った。

（用語等の整理）

本報告では、導入（直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然

分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。)について「外来種」の用語を用いた。また、「外来種」のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等に係る被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるものについては「侵略的外来種」、我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入される生物種については「国内由来の外来種」の用語を用いた。

なお、外来生物法においては、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を「外来生物」と規定しており(同法第2条)、その他、外来生物法に規定されている用語を用いる場合は、同法の定義による。

(外来種問題の基本認識)

我が国は、国土が南北に長く、亜熱帯から亜寒帯までの気候帯に位置していること、多くの島嶼からなること、大陸との分断・接続という地史的過程を有すること等を要因として、多様性と固有性の高い生物相を有している。また、野生生物の分布は、複雑な地形的条件等により制限され、それゆえに地域固有の多様な生態系が形成されている。

近年、人間活動の発展に伴い、人と物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に自然分布域外に導入され、定着し、分布拡大する生物が増加している。

その結果、在来種の捕食、在来種との競合、在来種への感染症の媒介、交雑による遺伝的攪乱、これらの生態系の変化に伴う生態系サービスの劣化、農林水産業への被害、人の生命や身体への被害等、様々な影響がみられ、こうした影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある侵略的外来種が問題となっている。侵略的外来種の影響により、固有種を含む在来種の絶滅が懸念されることを始め、長い進化の過程で形成された地域個体群に固有な遺伝的形質の喪失、生態系の改変が深刻化し、回復することが難しくなる場合がある等、侵略的外来種がもたらす外来種問題は、我が国の生物多様性を保全し、生態系サービスを享受する上で、対策を検討すべき重要な課題となっている。また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に入ってくるものだけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

一方で、外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、園芸植物、漁業対象種等として利用され、我々の社会や生活の中で重要な役割を果たしているものも

ある。

今後も我が国に既に侵入したか、もしくは侵入のおそれがある生物について、生態系等に係る影響等を評価し、それを踏まえた対応を行う等、我々の社会と個々の生物との適切なかかわり方を考えていく必要がある。また、外来種による生態系等への影響は地域により異なるため、特定外来生物に指定されている、されていないに関わらず、地域ごとの生物多様性保全の目標に沿った外来種対策を進めていく必要がある。

外来生物法の施行により、特定外来生物については、我が国への輸入が禁止されている（同法第7条）ほか、国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民など多様な主体による防除が各地で活発化する等、一定の効果はみられる。しかし、ヒアリ等の非意図的導入事例の増加、生態系などへの大きな影響が懸念されながら特定外来生物への指定がなされていない侵略的外来種の存在等の課題が顕在化している。また、地域ごとのきめ細かな対策、効果的な普及啓発等、我が国の生物多様性を保全するために、外来種問題には、解決すべき多くの課題が存在する。

（外来種対策をめぐる主な動向）

平成26年（2014年）6月に改正外来生物法が施行されて以降の外来種対策をめぐる主な動向を概観すると次のとおりである。

改正外来生物法の改正事項に関しては、以下のとおりである。特定外来生物と交雑することにより生じた生物については、タイワンザルとニホンザルが交雑することにより生じた生物やガ一科に属する種同士が交雑することにより生じた生物等9種類が指定された。特定外来生物の野外への放出に対する許可については、防除の推進に資する学術研究の目的で放送出する場合のみ許可の対象とされており、改正外来生物法施行から令和2年（2020年）度末までにアライグマ、フイリマンガース、グリーンアノール、タイワニスジオ、クビアカツヤカミキリについて、累計12件許可が出されている。特定外来生物の防除を目的とした所有者不明の土地の立入りを行うための手続きについては、地方公共団体においてキヨンについて1件、実施されている。特定外来生物が付着している、あるいはそのおそれがある場合の通関前の輸入品の検査、及び、付着している場合の消毒・廃棄命令については、適用された事例はないが、後述するところ通関後の物品にヒアリが付着している事例が改正後に多く見られており、課題となっている。

また、総務省において、令和元年（2019年）8月より4つの外来種（ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ）に関する政策評価が実施され、令和3年（2021年）6月に中間報告として、ヒアリ及びアラ

イグマに関する政策評価の結果が環境省に通知された。ヒアリについては、対象の港湾を重点化したモニタリングがヒアリの早期発見に効果を上げていると評価された一方、突発的にヒアリが発見された際の初動に際して大きな役割を果たしている地方公共団体において、関係機関との連絡体制等の取り決めが進むよう、環境省が具体的に働きかけるなどの活動がみられなかつたとして、環境省が定める調査・防除の方針に則して対策が的確に講じられるために、現状の評価・検証が必要とされた。アライグマについては、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供のあり方について検討すること、外来生物法と「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年(2002年)法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)の二つの仕組みのそれぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組を検討すべきとされた。

陸域だけでなく海域においても外来種問題が顕在化しており、船舶のバラスト水は海洋生物の非意図的導入の主要因の一つであることが指摘されている。このことから、有害なバラスト水の排出による海洋環境悪化の防止を目的として、「二千四年の船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約」が平成16年(2004年)2月に国際海事機関により採択され、平成29年(2017年)9月に発効された。また、条約を担保するため「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年(1970年)法律第136号)が改正(平成26年(2014年)6月公布、平成29年(2017年)9月施行)され、バラスト水の排出規制や処理設備の設置等が義務づけられた。

「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」では、令和元年(2019年)より侵略的外来種の世界的な動向に関する科学的評価を行っており、令和5年(2023年)に報告書が公表される予定となっている。

生物多様性全体に係る施策として、「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成24年(2012年)9月閣議決定)の点検結果が令和3年(2021年)1月に示された。点検においては、外来種に関する国別目標B-4「2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。」は「目標を達成し

た」と評価されたが、今後も侵略的外来種の根絶や制御の取組等を継続し、希少種の生息環境の維持・回復に取り組む必要があるとされた。現在、点検結果や「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）におけるポスト2020生物多様性枠組の動向などを踏まえつつ、次期国家戦略の検討が進められている。

このような状況を踏まえ、野生生物小委員会では、前回の改正から今日に至るまでの外来生物法の施行状況を概観し、外来種対策に係る必要な措置について、必要となる制度面及び運用面での対応を基本的課題として整理した。

その結果、外来種対策について、現状と課題を踏まえ、今後講ずべき事項について一定の結論に達したので、次のとおり答申する。

2. 外来種対策をめぐる現状と課題

（1）特定外来生物の指定に関する現状と課題

外来生物法第2条第1項に基づき、現在156種類の特定外来生物が指定されている。平成26年（2014年）の改正外来生物法施行後、平成26年（2014年）から平成27年（2015年）にかけては、新たに国内への侵入が確認された侵略的外来種を中心に、スバルティナ属（スバルティナ・アングリカは従来からの指定）、カナダガン、ツマアカスズメバチ等の1属3種3交雑種（7種類）が指定され、未判定外来生物の輸入届出（同法第21条）に伴うゴケグモ属（セアカゴケグモ等4種については従来から指定）の追加指定（平成27年（2015年）10月施行）が行われた。後述する「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（生態系被害防止外来種リスト）が作成された平成27年（2015年）3月以降は、「生態系被害防止外来種リスト」に掲載された種のうち被害の未然防止効果が高いと考えられる種を中心に指定の検討を進めることとされ、平成28年（2016年）にはハナガメ、スウィンホーキノボリトカゲ、ツルヒヨドリ等1科19種4交雑種（24種類）、平成30年（2018年）にはシリアカヒヨドリ、クビアカツヤカミキリ、ガード科等1科14種1交雑種（16種類）、令和2年（2020年）にはハヤトゲフシアリ、外来ザリガニ類等の4科4種群5種1交雑種（14種類）が指定され、全ての分類群において「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえた検討を行った。なお、令和2年（2020年）の指定には未判定外来生物の輸入届出に伴う指定も含んでいる。

改正外来生物法において新たに規定された交雑することにより生じた生物については、改正外来生物法の施行後、タイワンザルとニホンザルが交雑することにより生じた生物やガード科に属する種同士が交雑することにより生じた生物等9種類が指定された。交雑することにより生じた生物については、改正外来生物法の規定では具体的な交雑の組み合わせを規定する必要があるため、想定

していない組み合わせの交雑が発生した場合に、規制をかけるべき生物に規制がかかっていない状況が発生してしまうという課題がある。

特定外来生物の指定については、被害や侵入に関する新たな状況の変化等に応じた、迅速な、あるいは定期的な指定作業を行うための情報収集や検討に関する体制が不十分な状況である。また、アカミミガメやアメリカザリガニのように、特定外来生物と同様に生態系等への被害が明らかになっているにも関わらず、大量に飼育されていること等から、現行法では、飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬をいう。同法第1条。以下同じ。）の禁止の対象となる特定外来生物への指定が難しい種が存在するという課題がある。さらに、外観だけでは種の判別が困難である等の事情から、特定外来生物への指定検討が進んでいない種も存在する。

同じ属に分類される等、特定外来生物と近縁の生物の多くは、未判定外来生物に指定されていることが多い。しかし、外来生物法の施行後、未判定外来生物については特定外来生物の新規指定に伴う指定のみがなされており、体系的な見直しはなされていない。また、未判定外来生物は、特定外来生物被害防止基本方針において、「原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。」とあるが、一部の未判定外来生物については国内に存在することが確認されており、こうした未判定外来生物の国内流通等については外来生物法の規制はかけられておらず、特定外来生物に指定すべきかどうかの判定の機会を逸したまま、国内に存在するという不適切な状態となっている。これらの国内に存在する未判定外来生物は、未判定外来生物に指定される以前から国内に存在していた個体又はその子孫である可能性と、指定された後に何らかの形で持ち込まれた個体又はその子孫である可能性がある。前者の場合には、未判定外来生物への指定を行った際の国内における存否の把握が不十分だった可能性が、後者の場合には、未判定外来生物の輸入規制をより徹底する余地がある。なお、未判定外来生物に指定されていた外来ザリガニ類について、その一部は国内流通していることが確認されたものの、その侵略性が評価された結果、令和2年（2020年）に特定外来生物に指定された。

（2）飼養等許可の現状と課題

外来生物法施行から令和2年（2020年）度末までにおける特定外来生物の飼養等許可（同法第5条）の累計件数は約8万4千件である。その大部分の約6万8千件を、主に生業の維持（農業）を目的としたセイヨウオオマルハナバチについての許可が占めており、ガーネについての許可（約5千件。観賞魚として人気がある種であり、愛がん又は観賞目的での許可が多い）、ウシガエルにつ

いての許可（約2千件。実験等で用いられる種であり、教育目的での許可が多い）が続いている。また、近年、ガーネットや外来ザリガニ類等、ペットとして広く飼養されている種が特定外来生物に指定されて申請件数が増加しているが、飼養等許可は3年又は5年おきに再度許可を受ける必要がある（同法規則第7条第1号、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年（2005年）環境省告示第42号）第2条）ことから増加傾向はしばらく継続すると考えられる。現状、特定外来生物全体についての許可に係る環境省等の業務量が増大しており、防除などその他の業務を圧迫しているが、将来的にもその状況は続くと考えられる。

オオクチバスの飼養状況については、生業の維持を目的とした有効許可件数は令和2年（2020年）度末時点で38件となっており、改正外来生物法が施行された平成26年（2014年）度末時点の48件から減少している。オオクチバスは特定外来生物に指定される前から一部の湖沼で漁業法に基づく第五種共同漁業権の対象とされていたため、外来生物法施行規則第9条に基づき漁業権が設定された湖自体を特定飼養等施設とみなして十分な逸出防止措置を講じるとともに監視体制の整備等を行ったうえで特例として許可を受けることができ、この特例に基づく飼養等許可が神奈川県芦ノ湖並びに山梨県西湖、河口湖及び山中湖において継続している。

セイヨウオオマルハナバチの飼養については、平成29年（2017年）4月に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を環境省と農林水産省で策定し、代替種の開発と利用の促進を行ってきた結果、北海道を除く地域においてはセイヨウオオマルハナバチの代替種としての在来種クロマルハナバチの利用数が増え、セイヨウオオマルハナバチの利用数には減少の兆しが見られている。一方、北海道においてはクロマルハナバチが自然分布しておらず、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、クロマルハナバチを利用しないとしており、「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」においても同様の方針を示している。こうした中、北海道での代替種の開発や代替種も含めたマルハナバチ類の管理の徹底が継続的な取組課題となっている。

（3）水際における意図的及び非意図的な導入対策の現状と課題

我が国は、多くの国から食料品等の動植物を生きたまま大量に輸入していること、さらに海上コンテナや船舶の船体、バラスト水、あるいは水産種苗等に非意図的に生物が付着混入することなどにより、外来種が導入され、定着するリスクが常に存在する。

このうち意図的に導入される外来種については、税関、植物検疫、動物検疫等の協力により、外来生物法による輸入規制の一定の効果が上がっている。な

お、特定外来生物を含む種類名証明書の添付が必要な生物（同法第25条）を輸入することができるのは外来生物法に基づいて指定される港及び飛行場のみであり、現在、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港の4空港が指定されている（同法第25条第2項、規則第32条）。

非意図的に導入される外来種は、輸入品に混入しているもの、輸入品又は容器梱包等に付着しているもの等様々であるが、輸出元で防止策がとられることが最も有効である。このため、ヒアリ対策においては輸出元での対策強化を依頼するほか、日中韓環境大臣会合を通じた関係国での意見交換や、生物多様性条約の枠組みにおける国際連携強化の提案等を行ってきているが、現時点での防止策は十分にとられてはいない。国内における対策としては、主要港湾とその周辺において特定外来生物を対象にしたモニタリング等により早期発見に努めている。特にヒアリについては、ヒアリが定着している国や地域からの輸入が行われている全国の港湾（令和3年（2021年）現在は65港湾が対象）等において、平成29年（2017年）より、モニタリングを実施しており、これによる発見の他、事業者等からの通報等により、令和3年（2021年）11月末時点で84事例のヒアリ侵入が確認されている。一方、通報により物流が止められると事業者に大きな負担となるために、通報を控える可能性がある。いずれの事例も国の機関や地方公共団体、港湾管理者、荷主、物流事業者等が連携して防除を行い、これまでのところ定着が確定された事例は報告されていないが、新女王や雄アリなど羽アリが多数確認されている事例が複数あり、いつ定着が確認されてもおかしくない状況である。内陸部を含め、関係者間の連携強化や民間の土地を含めた隙間のない調査及び防除を徹底するなど、対策の強化が必要となっている。

また、現行法では、特定外来生物が付着等していることが確認された場合は、当該特定外来生物の運搬に規制がかかる（同法第4条）一方、特定外来生物の付着等の“おそれ”があるに留まる段階では、現行法においては運搬の禁止に係る規制はなく、現在は、事業者に対して付着のおそれの高い物品の移動の停止などを依頼して任意の協力に基づき対応してきているが、こうした協力を得られないケースも発生している。こうした非意図的導入には港湾や空港の管理者からコンテナ等の輸送機材及び物品の所有者、輸送や運搬に関わる事業者まで多数の関係者が存在するが、現行法では、当該関係者の役割分担や取組の法的根拠は明確に整理されていない。このため、確認された際には、こうした役割分担の調整を図りながらも、状況に応じて得られた協力体制の中で防除等を実施してきているものの、総務省の政策評価において指摘されているとおり、各現場で実際の防除に役立つ役割分担等の取決めが進んでいないことが課題である。

改正外来生物法により、環境大臣（共管種等については環境大臣及び農林水産大臣）はその職員に特定外来生物又は未判定外来生物の付着又は混入のおそれがある輸入品を検査させ、当該検査により付着又は混入が判明した場合の消毒や廃棄を命令することができる（同法第24条の2）が、検査を経ない場合や、職員以外による検査により判明した場合にはこれらの命令は活用できず、検査や命令の対象も輸入品等（通関前のもの）に限定されている。また、定めることが可能となっている消毒に関する基準（同法規則第29条の4）は、実際には定められておらず、改正外来生物法に基づきこれらの措置が行われた事例はない。こうした状況の中で、実際にはヒアリが発見される事例は通関後の場合が多く、事業者の自主的な協力により燻蒸等の処理が行われており、現行法では隙間のない措置を確実に担保できないという課題がある。

一旦我が国に導入された外来種の国内他地域へのさらなる導入を防止するための対策については、植木の運搬、工事などが外来種の非意図的な拡散に関係している可能性があると指摘されているが、これらの行為の実態把握や対応方針の整理はなされていないのが現状の課題である。ただし、貴重な生態系を保全する観点から国立公園等の一部において対策を実施している例もある。例えば、世界自然遺産登録地域である小笠原諸島においては、外部から持ち込まれる土壌付き苗の温浴処理や無人島への上陸時等の外来種対策の徹底など、新たな外来種の侵入や島間での拡散を防止するための方策について検討、試行が進められているが、課題の解決には至っていない。

（4）国内に定着している特定外来生物の防除対策の現状と課題

既に国内に定着している特定外来生物の防除に当たっては、国、地方公共団体等が中心となって対策を実施してきている。

環境省では、国立公園や国指定鳥獣保護区等の保護地域等における防除を優先的に推進してきており、一部の島嶼等限定された地域では特定外来生物の根絶や封じ込めに向けた取組が進展している。奄美大島でのマンゴースの防除については、平成30年（2018年）4月を最後に捕獲のない状態が続き、絶滅が危惧されているアマミトゲネズミ等の希少種の生息状況が回復しており、防除の効果が確認されている。大雪山国立公園の高山帯ではセイヨウオオマルハナバチが断続的に確認されており、北海道地方環境事務所では、大雪山高山帯におけるセイヨウオオマルハナバチ防除の考え方を平成30年（2018年）にとりまとめ、大雪山高山帯での定着を防ぐことを目標に据え、早期発見のためのモニタリングの実施を行っている。一方、万が一、高山帯において侵入・定着が確認された場合の有効な駆除手法についてはまだ開発及び実装には至っていない。また、広域に定着している侵略的外来種について、防除マニュアルを作成して

公開するとともに、効率的・効果的な防除手法について、協議会、研修会等を通じて普及を行っている。

農林水産省では農林水産業被害防止のための防除の取組支援、防除手法の研究開発、防除マニュアルの作成・普及等、国土交通省では河川管理行為等の一環としての侵略的外来種の防除、在来種を活用した緑化技術の開発や防除マニュアルの作成等を実施している。

また、クビアカツヤカミキリについては、農林水産省と環境省が関係省庁に対し、各省が有する防除推進に関する情報提供を行い、また環境省から関係省庁を通じて、自治体への協力依頼を実施している。

地方公共団体、民間団体等による外来生物法に基づく防除の確認・認定件数は、令和2年（2020年）度時点の有効件数は約930件と、改正外来生物法が施行された平成26年（2014年）度時点の約780件から確実に増加しており、防除の取組は活発化している。特に、民間団体等が主体となる防除の認定件数については、平成26年（2014年）度から令和2年（2019年）度にかけて約80件から約110件と増加している。

これらの防除の取組の成果もあがってきており、カナダガンについては、カナダガン調査グループが主体となって、地元関係者や環境省等と協力しながら防除が進められ、平成27年（2015年）には全ての定着個体の防除が完了し、我が国に定着した特定外来生物についての初めての国内全域での根絶事例がうまれた。また、平成27年（2015年）には東京都大田区、令和元年（2019年）には静岡県、令和2年（2020年）には東京都品川区におけるアルゼンチンアリの、平成29年（2017年）は和歌山県におけるタイワンザルの地域根絶事例がうまれている。また、各地のため池などにおいて、池干しにより、オオクチバス、ブルーギル、コクチバスの局所的な根絶ができた事例もある。

しかし、全国的に見れば、効果的な防除を進めるための体制、資金及び技術は十分に整っているとはいえない。アライグマやソウシチョウ等の広域に定着している侵略的外来種のさらなる分布拡大や、「生態系被害防止外来種リスト」における産業管理外来種にも選定されているセイヨウオオマルハナバチの北海道での分布拡大が続いているほか、房総半島のアカゲザルやその交雑個体による在来種への影響が引き続き生じており、令和2年には「房総半島のホンドザル」が環境省レッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載されるに至るなど、取組の成果として封じ込め等の達成に至っていないという課題がある。また、防除した個体の殺処分については、その必要性に関する国民の理解を醸成すると共に、できる限り苦痛を与えない方法の採用や従事者の心理的負担軽減に配慮しつつ、効率的な防除に取り組んでいく必要がある。有効性を高めつつ防除を推進するためには、効果的な防除手法の開発や優良事例の

形成を進め、それらの成果や地方公共団体との連携方法などの防除に当たって重要な情報の整理と発信が求められている。また、釣魚として人気種であるオオクチバスやコクチバスについては、前者は意図的に放流された可能性のある個体が防除後の湖沼においてさえも確認される事例も報告されており、後者は新しい河川水系での定着が相次いでおり、外来生物法の違反行為の撲滅が求められている。効果的な防除の観点から、過去にクビアカツヤカミキリの侵入が確認された際の事例のように、新たに侵入した外来生物に対して農作物等への被害を防止するための国内防除を行う場合に、農薬取締法上登録された農薬がなく、迅速な防除が困難であったことも課題となっている。

確認や認定を受けずに行う特定外来生物の防除における、運搬及び保管と飼養等に係る規制との関係について、植物やクビアカツヤカミキリについては防除活動を適正に推進する観点から整理した結果を通知している（平成27年（2015年）1月9日付け自然環境局野生生物課長通知「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制にかかる運用（植物の運搬及び保管）について」及び平成31年（2019年）3月26日付け自然環境局野生生物課長通知「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（クビアカツヤカミキリの運搬及び保管）について」）。しかし、植物については通知内容で対応しきれない状況の発生が指摘されたり、それ以外の種については特定外来生物の飼養等に係る規制との整理が不十分であったりするなど、以上の通知だけでは幅広い主体による防除の実施を促進するには十分でない側面がある。

また、国としては、特定外来生物の分布は都道府県単位での情報集約が主体で、特に広域に定着している特定外来生物について、侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信は十分に実施できていない。さらに、侵入初期の早期の防除により長期的にみた防除コストを大きく削減できることを広く周知したり、地方環境事務所、都道府県、市区町村が連携して広域防除を行うための体制構築を促進したりする等の国の取組が不足していること等から、地方公共団体が侵入初期の早期防除に取り組む例は少なく、被害等が顕在化してから対策を実施する場合が多い。また、早期防除による封じ込めには、民有地を含め、土地の所有者や管理者を始め多くの関係者の連携・協力が必要であるが、こうした協力が十分に得られないケースがあり、クビアカツヤカミキリ等の分布拡大防止等に際して既に問題となっているほか、今後ヒアリが港湾以外の地域で見つかるようなことがあった場合に定着防止対策を徹底する上でも、大きな課題の一つと考えられる。

（5）特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題

平成 22 年（2010 年）の生物多様性条約の第 10 回締約国会合において、「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御根絶すること」等を掲げた愛知目標が採択され、その達成に資するため、平成 24 年（2012 年）9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、愛知目標を踏まえて具体的な国別目標を定めている。これに基づき、既に特定外来生物に指定されている生物の他にも、国内由来の外来種を含めた特定外来生物以外の外来種対策も含めた、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として、平成 27 年（2015 年）3 月に環境省、農林水産省、国土交通省により「外来種被害防止行動計画」が策定された。また、国、地方自治体、事業者、NGO・NPO、国民等の様々な主体に対し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ることを目的とした、「生態系被害防止外来種リスト」が、環境省と農林水産省により平成 27 年（2015 年）3 月に作成されている。当該リストには、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある陸上、淡水、海洋の外来種が掲載されており、法律上、外来生物法の対象とならないものの影響が大きい、伊豆諸島などのニホンイタチや小笠原諸島・奄美大島などのアカギといった国内由来の外来種も含まれている。また、各主体による対策の検討・実施に当たって参考となるようカテゴリが設定されており、具体的には、国内に定着しており、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要とされる「総合対策外来種」、産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用に当たっては適切な管理が必要とされる「産業管理外来種」、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要とされる「定着予防外来種」の 3 つのカテゴリに大きく分けられ、前述したアカミミガメやアメリカザリガニは、総合対策外来種のうち、対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要性が最も高い緊急対策外来種に選定されている。その他、ノネコやノヤギなども、特定外来生物ではないものの、緊急対策外来種に選定されている。また、水産庁では、平成 29 年（2017 年）11 月 30 日に、水産分野における産業管理外来種に関する主体が、利用上の留意事項に沿った管理を進めていく上で取り組むべき事項の基本的な考え方を整理した「水産分野における産業管理外来種の管理指針」を策定している。一方で、前述のとおり「外来種被害防止行動計画」や「生態系被害防止外来種リスト」は生物多様性国家戦略に基づいて新たに作成された経緯から、外来生物法上の位置づけはなされていない。このことから、作成以降見直しがなされていなかったり、地方公共団体の外来種リストの作成が十分に進まなかったり、外来生物法の対象とならない国内由来の外来種や特定外来生物以外の侵略的外来種の中で、緊急対策外来種に区分されながら対策が進展

していないものが存在するという課題がある。

また、地方公共団体においては、外来種に関する条例が令和3年（2021年）1月時点で26都道府県において制定され、外来種リストが28都道府県において作成される等、一定の進展が見られるが、未整備の地方公共団体も多く、またその内容についても、島嶼地域への対応としての域内の区域分けや、対象の外来種を指定し違反行為に対する罰則を伴う規制措置をもつものから、外来種対策の一般的な配慮事項を規定しているのみのものまで、様々なレベルのものが存在しております、外来種に関する条例や外来種リストをよりよいものにしていくことも必要となっている。また、外来種対策の指針や行動計画を策定している地方公共団体もあるが、一部の積極的な地方公共団体にとどまっている。

保護地域については、国土の約1.0%（国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域）において全ての動植物の放出等が規制されているほか、国土の約7.0%（国立・国定公園特別地域（特別保護地区を除く。）及び自然環境保全地域特別地区）のうち指定した地域において指定した動植物の放出等を規制することが可能となっている。国立公園のなかには、島嶼や高山帯等の希少な生態系に被害を及ぼしている侵略的外来種についても、防除やその影響を調べるための調査を実施しているところもある。しかしながら、これらの保護地域は国土の一部に過ぎず、また開発行為と異なり外来種は時間経過とともにその生息範囲を拡大するため、保護地域外からの侵略的外来種の侵入防止策としては十分ではない。特に小笠原諸島や南西諸島等、独自の生態系を持った島嶼等において、琉球列島から小笠原諸島に持ち込まれたアカギが繁茂して在来植物を駆逐するなど、国内由来の外来種を含めた外来種の影響が生じている。また、島嶼とならんで外来種の影響を受けやすいと指摘される湖沼・河川においても、侵略的外来種の影響が深刻化している。

（6）各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題

外来種対策を進める上で、国、地方公共団体、事業者、民間団体、研究者、国民等の役割については、「外来種被害防止行動計画」において整理されているが、外来生物法上においては、これらの各主体の役割は必ずしも明確ではない。特定外来生物の防除は国で一律に進めるべきとの意見もあるが、外来種問題は様々な主体が関わる社会経済活動に伴って生物が導入されたことに起因するものであり、我が国の生物多様性への影響のみならず、社会経済活動にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、国だけでなく、地方公共団体、事業者、民間団体、国民等の多くの主体が連携して社会全体で取り組まなければ解決が見込めない問題である。特に、地方公共団体に関しては、総務省の政策評価においても外来種対策の役割を担っている者の一つとして言及されている。また、「外

来種被害防止行動計画」においては、以下のこと記載されている。

- ・都道府県と市町村の果たすべき役割は一部重複するものの異なる役割が期待されていること
- ・市町村においては被害の発生地域における防除など、地域の実情に応じた防除の実施が中心となることが期待されること
- ・都道府県においては、地域の自然環境の特性や社会的な条件に応じて、生物多様性地域戦略、侵略的外来種に関する条例やリストの策定、早期発見のためのモニタリング、緊急的な防除、地方公共団体の連携促進などの総合的な外来種対策を推進することが期待されること
- ・外来種問題に携わる部署が複数にまたがることがほとんどであり、さらに、外来種の分布は行政界とは一致しないケースが大部分であるため、一つの地方公共団体のみで解決できる外来種問題は少ないとから、適切な対策を講じていく上では、部署間又は関係する地方公共団体間において外来種対策に係る連絡会議等を設立するなど密接に連携をすることや、そのような場を活用して役割分担を明確にすることが有効と考えられること

外来種対策に関する普及啓発は各地で実施され、環境省で継続して実施している認知度調査では、「外来種・外来生物の意味を知っている」と回答した人の割合は改正外来生物法が施行された平成26年（2014年）度から令和2年（2020年）度にかけてほぼ60%で推移しており、大半の国民に認知されつつある。また、平成29年（2017年）にヒアリが国内で初確認され大きく取り上げられたり、かい掘りやそれに伴う外来種駆除等を取り上げるテレビ番組が注目を浴びるなど、外来種に関する国民の認識はより高まっていると考えられる。その一方で、「かわいそう」等の心情的側面から外来種の防除への理解が得られない、あるいは外来種が善悪の観点で捉えられるなど、地域固有の生物多様性を保全し、また、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止するために、外来種対策が重要であることが十分に理解されていないことが課題となっている。

事業者や民間団体等による外来種対策は、積極的に実施されている例はあるものの、自身のイメージへの影響の懸念等もあり、社会全体へ浸透するには至っていない。また、（公社）日本動物園水族館協会と環境省は平成26年（2014年）5月に、（公社）日本植物園協会と環境省は平成27年（2015年）5月に、絶滅危惧種の生息域外保全等や外来種対策、普及啓発等に係る取組に関して一層の連携を図り、我が国の生物多様性保全の推進に資することを目的として、「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結しており、動植物についての学習や普及啓発の役割を担っている自然系博物館、動物園、水族館及び植物園においても、外来種問題に係る展示解説や一般利用者に向けた勉強会等の

普及啓発に係る活動が行われているが、前述したとおり、国民の認識や協力が十分に得られていないことが課題である。

（7）調査研究

外来種に関する調査研究については、環境研究総合推進費を活用するなどして、マンガースやアライグマ等の哺乳類やヒアリやツマアカスズメバチ等の昆虫類に関する各種の効果的な防除技術開発等、進展している面はあるものの、外来種全般の生息・生育の現況と動向、その影響に関する情報を始め、以下のような分野についてはさらなる取組が求められる。また、技術の進展が著しいAIやIoTの活用も有効と考えられるが、実用化されている例は限定的である。

- ・特に侵入初期における外来種の分布・個体数等の動態に関する情報の収集と分析
- ・低密度段階から効率的に捕獲・除去等することにより早期の根絶を達成するための技術や根絶を確認するためのモニタリング手法の開発
- ・外来生物の生態及び生息・生育環境に応じた効果的かつ効率的な防除技術の開発
- ・外来種の分布拡大、防除の効果、必要な費用に関する予測評価手法の開発
- ・非意図的な外来種の導入を防止するための効果的な水際対策の検討と構築
- ・産業利用されている外来種についての、生態系等に係る被害を及ぼさない代替種の探索と利用法の確立
- ・生物の導入に伴う遺伝的攪乱の影響の把握と評価
- ・外来種による特定の種に対する影響のみならず、生物多様性や生態系サービスに与える影響の把握と評価

3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置

（1）特定外来生物等の効果的な指定

- 特定外来生物同士又は特定外来生物とそうでない生物との交雑個体・集団（個体群）について、実際に生じる可能性のある全ての交雫の組合せをあらかじめ想定・指定することは困難であることから、こうした交雫個体・集団（個体群）を迅速かつ適切に規制できる枠組みを構築する必要がある。
- 侵略性の高い外来種の初期侵入が確認される等、迅速に輸入規制や飼養規制等の対応が必要な場合や、海外における知見も含めて新たに被害に関する実態や科学的知見が明らかになった場合に備え、関連情報の収集や、特定外来生物や未判定外来生物の迅速な指定及び定期的な指定を検討する体制と枠組みを確保する必要がある。
- アカミミガメやアメリカザリガニのように、我が国の生態系等に大きな影響

を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって、大量に遺棄される等の深刻な弊害が想定される侵略的外来種については、一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、輸入、放出並びに販売又は頒布を目的とした飼養等及び譲渡し等を主に規制する等の新たな規制の仕組みの構築や、各種対策を進める必要がある。

○以下の事項について、追加的に特定外来生物及び未判定外来生物の指定を進める必要がある。

- ・遺伝子解析技術の発達等を踏まえ、形態に基づく種の同定が難しくとも、遺伝子解析等により簡易に判定が可能な外来生物についても、指定を進めること
- ・国内で流通していることが判明した未判定外来生物については、特定外来生物への指定の必要性の有無を検討すること

（2）飼養等許可の適切な執行管理

○膨大な飼養等許可の手続きについて、オンライン化、システム改良、申請・審査のプロセスや運用の改善により、申請者・行政側の双方に係る合理化・効率化を進める必要がある。

○オオクチバスやセイヨウオオマルハナバチなど、過去から継続的に課題となっている種について、その後の状況を評価した上で、対策を継続・改良していく必要がある。

（3）水際における意図的及び非意図的な導入対策の推進

○水際対策において最も根本的な対策である、海外における輸出時の対策強化のため、生物多様性条約や国際植物防疫条約の関連会合、日中韓環境大臣会合等を通じて、国際連携の強化を進める必要がある。

○ヒアリを始めとした侵入初期の外来種の確実な早期発見や早期防除、拡散防止を行うため、特定外来生物が付着し又は混入している“おそれ”のある段階を含めた、その物品や土地、施設に対する生息調査やこれらの消毒・物品の廃棄による防除その他拡散防止措置の確実な実施や、物品や土地、施設の所有者・管理者等に対し、国からの防除の協力要請等の働きかけを可能とする法的な枠組みを構築する必要がある。

○非意図的導入の防止に關係の深い事業者に対する配慮事項を整理した指針等を法律に位置づける等、実効性を高める措置を講じる必要がある。

○侵入初期の特定外来生物の早期発見、早期防除を確実にするために、非意図的導入の防止に關係の深い事業者等に対し、発見時の通報をしやすくするような取組の推進が必要である。

（4）国内に定着している特定外来生物の防除対策の推進

- 効果的な防除手法や優良事例、防除によって得られた効果や改善点、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法を始めとする関連諸法令との調整・連携、防除個体の適切な殺処分方法など、防除に当たって重要な情報の整理と発信をさらに強化していく必要がある。特に分布情報については、市町村単位や基準地域メッシュ（3次メッシュ）単位などのよりきめ細やかな情報を継続的に集約し、拡散が懸念される地域への注意喚起や取組促進のための仕組みと体制を確保していくことが必要である。
- アライグマなど、これまでの対策が十分な効果を上げておらず、被害の増加、分布の拡大が継続しているものについては、現状を整理・分析し、対策実施上の課題を改めて明確化し、有効な対策の実現に結び付けることが必要である。
- 特定外来生物が動物から植物まで多岐にわたることを踏まえ、多様な主体による防除のさらなる推進のため、防除を実施する際の外来生物法における運搬や保管等に係る規制について、生物種の特性に応じて、明確、適切な運用ができるようにする必要がある。
- 防除の際に必要に応じて適切な薬剤を迅速に使用できる仕組みを構築する必要がある。
- 防除に要する費用については、より多くの公的な資金の確保が必要であるとともに、一部の地方公共団体が実施しているクラウドファンディングなどの資金調達等も含め、多様な仕組みの活用を推進する必要がある。

（5）特定外来生物以外の外来種対策の推進

- 特定外来生物以外の侵略的外来種（国内由来の外来種を含む。以下、この（5）において同じ。）についての理解を促進し、対策を推進させるため、「生態系被害防止外来種リスト」や「外来種被害防止行動計画」について、外来生物法と関連付ける等、その関係を整理するとともに、見直しを行う必要がある。
- 特定外来生物ではないものの「生態系被害防止外来種リスト」において緊急対策外来種となっているノネコ等について、十分な対策が実施されていない種や地域を精査し、希少種や地域固有の生態系に重大な影響が認められる場合には、早急に対策を強化する必要がある。
- 「生態系被害防止外来種リスト」における産業管理外来種について、分布、被害、産業利用等の状況等を改めて確認の上、分布、被害の拡大防止のための適切な対応をする必要がある。
- 特定外来生物には指定されていないものの、地域的に大きな被害を及ぼして

いる侵略的外来種について、地域の生物多様性を保全するための条例による規制や外来種対策に関する行動計画を地方公共団体が策定して対策を進めることを、国がより積極的に推奨・支援する必要がある。

○小笠原諸島や南西諸島を始めとした固有種が多く分布する島嶼地域については、特に重点的に外来種対策を実施していく必要がある。特に小笠原諸島においては多くの固有種が侵略的外来種の影響により絶滅のおそれがあることや、生態系の変化による生態系サービスの劣化が懸念されることから、国内由来の外来種の対策を含め、早急な対策の強化が必要である。

（6）各主体の協力と参画、普及啓発の推進

○外来種対策は社会全体の多様な主体がそれぞれの役割に応じて連携して取り組んでいく必要があることから、国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民等が行うべき取組を法的に明確にするとともに、都道府県と市町村に求められる役割の違いも踏まえつつ、それらの取組を持続的に推進・支援するために必要な予算と体制を確保する必要がある。また、関係省庁の連携を強化していく必要がある。

○外来種問題については国民の理解が十分に進んでいない側面もあることから、地域固有の生態系の状況や生物多様性を保全する地域の計画等も踏まえ、生物多様性の意義やその保全の重要性、生物多様性等に悪影響を及ぼす主要因の一つとしての外来種、防除の必要性、防除に伴う捕獲個体の殺処分についての考え方、特定外来生物指定の趣旨、外来生物法の遵守について普及啓発を推進する必要がある。さらに、外来種対策について、最新の取組や知見の積極的な公開を行うとともに、定着した侵略的外来種の防除等の対策にかかるコストの大きさについてわかりやすく説明を行い、侵略的外来種の定着防止の重要性について理解を促進する必要がある。

○外来種問題に関する普及啓発については、対象となる主体を明確にし、様々な機会・媒体を通じて戦略的に実施していくことが必要である。特に学校教育の現場で、侵略的外来種から影響を受ける地域固有の生態系等、生物多様性の重要性と外来種対策の必要性について、科学的に理解できるような教育が行われることが重要である。また、特に小学校低学年において侵略的外来種であることへの認識なくアメリカザリガニ等が飼育されている事例が多いことを踏まえ、より早期からの教育との連携が必要である。同時に、自然系博物館、動物園、水族館及び植物園による、生物多様性の重要性や外来種対策の必要性を広く一般の国民に対して分かりやすく伝える社会教育活動も重要である。

（7） 調査研究の推進

- 国は、研究者等と連携して、特に影響が大きいと考えられる侵略的外来種の現況と動向に関する情報収集を行い、2.（7）で挙げた分野について、実用化を念頭に調査研究を推進し、得られた成果を社会に還元して、効果的な外来種対策に繋げていくことが必要である。
- 標本作製のための特定外来生物の植物の運搬など、特定外来生物の現状把握や対策検討に資するデータ収集等の妨げとなっている規制について、生物種の特性を踏まえ、調査研究の妨げとならず、かつ明確な運用ができるようにする必要がある。
- 学術的かつ政策的に重要な研究課題に対してより重点的、かつ速やかに研究資金を配分できる枠組みを検討する必要がある。

(参考1) 改正外来生物法案の附帯決議

改正外来生物法の法案審議に当たっては、平成25年（2013年）5月の参議院環境委員会及び平成25年（2013年）6月の衆議院環境委員会で以下の附帯決議がなされている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 生態系等に係る被害を及ぼす外来生物について、科学的知見を踏まえて積極的に特定外来生物に指定するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して根絶に向け防除を進めること。
- 二 特定外来生物と在来生物との交雑種については、交雑が進むことにより在来生物の遺伝的かく乱等の生態系への被害が生じることに鑑み、本法の施行後、対象となる種の指定を速やかに行うとともに、防除に係る措置に早急に着手すること。
- 三 特定外来生物の放出等の許可に当たっては、当該放出等による在来生物、農林水産業等への影響が抑えられるよう、関係者の意見を聴取するなど必要な対策について万全を期すよう努めること。
- 四 本法実施に係る人員の確保及び予算の充実に努めるとともに、輸入時の外来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図ること。また、輸入品等に混入・付着して非意図的に導入される特定外来生物に関して、導入経路及び生育状況の調査並びに監視について、一層の強化に努めること。
- 五 現行法が対象としない国内由来の外来種への対応については、地方公共団体等が重要な役割を担っていることから、科学的知見及び防除マニュアル等の情報提供に努めるとともに、財政支援等必要な措置を講ずること。
- 六 東日本大震災では下北半島から房総半島に至る広大な範囲で、大規模地震と共に伴う巨大津波による塩害や砂浜消滅などの生息域破壊により、被災地域の生物や生態系が甚大な被害を受けるとともに、被害を被り弱体化・減少した在来固有種の生息地に侵略的外来種等が侵襲しつつあることに鑑み、被災地の生物や生態系の被害影響調査を実施し、生態系回復・保全に対する取組を強化するとともに、侵略的外来種等に対して適切な防除等の措置を講ずること。

(参考2) 「外来種」及び「外来生物」の定義

○外来種：ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種（移入種対策に関する措置のあり方について（答申）（平成15年（2013年）12月中央環境審議会、生物多様性国家戦略2010（平成22年（2010

年) 3月閣議決定) を一部改変)

- 侵略的外来種：外来種のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの(外来種被害防止行動計画(平成27年(2015年)3月)を一部改変)
- 外来生物：海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存する生物(外来生物法第2条第1項)
- 特定外来生物：海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(外来生物)であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(在来生物)とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして外来生物法に基づき指定される生物。輸入・飼養等が規制されるほか、防除を行うこととされている。(外来生物法)